

別表(第2条第4号)

産業廃棄物の種類		汚泥, ばいじん, 燃え殻, 鉱さい並びにこれらを処分するために処理したもの	廃酸, 廃アルカリ並びにこれらを処分するために処理したもの	廃油
金属等の名称				
水銀	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
	水銀又はその他の化合物	検液1リットルにつき0.005mg以下	試料1リットルにつき0.05mg以下	
カドミウム又はその化合物		検液1リットルにつき0.09mg以下	試料1リットルにつき0.3mg以下	
鉛又はその化合物		検液1リットルにつき0.3mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	
有機燐化合物		検液1リットルにつき1mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	
六価クロム化合物		検液1リットルにつき1.5mg以下	試料1リットルにつき5mg以下	
砒素又はその化合物		検液1リットルにつき0.3mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	
シアン化合物		検液1リットルにつき1mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	
PCB		検液1リットルにつき0.003mg以下	試料1リットルにつき0.03mg以下	同左
トリクロロエチレン		検液1リットルにつき0.1mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	同左
テトラクロロエチレン		検液1リットルにつき0.1mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	同左
ジクロロメタン		検液1リットルにつき0.2mg以下	試料1リットルにつき2mg以下	同左
四塩化炭素		検液1リットルにつき0.02mg以下	試料1リットルにつき0.2mg以下	同左
1, 2-ジクロロエタン		検液1リットルにつき0.04mg以下	試料1リットルにつき0.4mg以下	同左
1, 1-ジクロロエチレン		検液1リットルにつき1mg以下	試料1リットルにつき10mg以下	同左
シス-1, 2-ジクロロエチレン		検液1リットルにつき0.4mg以下	試料1リットルにつき4mg以下	同左
1, 1, 1-トリクロロエタン		検液1リットルにつき3mg以下	試料1リットルにつき30mg以下	同左
1, 1, 2-トリクロロエタン		検液1リットルにつき0.06mg以下	試料1リットルにつき0.6mg以下	同左
1, 3-ジクロロプロペン		検液1リットルにつき0.02mg以下	試料1リットルにつき0.2mg以下	同左
チウラム		検液1リットルにつき0.06mg以下	試料1リットルにつき0.6mg以下	
シマジン		検液1リットルにつき0.03mg以下	試料1リットルにつき0.3mg以下	
チオベンカルブ		検液1リットルにつき0.2mg以下	試料1リットルにつき2mg以下	
ベンゼン		検液1リットルにつき0.1mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	同左
セレン又はその化合物		検液1リットルにつき0.3mg以下	試料1リットルにつき1mg以下	
1, 4-ジオキサン		検液1リットルにつき0.5mg以下	試料1リットルにつき5mg以下	同左
ダイオキシン類(単位TEQ)		1グラムあたり3ng以下	1リットルあたり100pg以下	同左

備考

- 第2欄に掲げる産業廃棄物は, 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)に定められた溶出試験により行い, 第3欄及び第4欄に掲げる産業廃棄物は, 同告示に定められた含有試験により行う。
- 廃油については, 引火点が70℃を超えること。